

札幌管区気象台オープンカウンター方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌管区気象台がオープンカウンター方式により物品の調達、役務の提供、その他契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積合わせにおいて、見積の相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせの対象契約は、原則として、内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するもの
- (2) その他オープンカウンター方式による見積合わせを実施することが有利になるもの

2 但し、以下の案件については対象外とする。

- (1) 会計法第29の3第4項による競争を許さない随意契約を行う場合
- (2) 緊急に物品調達等を実施する必要がある場合
- (3) その他、契約担当係長がオープンカウンター方式による調達が不適當であると判断したとき

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 本手続きによる見積合わせに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべて）

- (4) 見積提出期限の日から契約締結又は請書等受領の日までにおいて、札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている者でないこと。

(手続)

第5条 オープンカウンター方式による見積合せについては、物件名、見積書提出期限等を札幌管区気象台における掲示板及びインターネットホームページへの掲載により公表する。

- 2 仕様書等の閲覧については、担当者に問い合わせを行い、その指示に従うこと。
- 3 見積の様式は任意とする。但し、内訳を添付すること。
- 4 見積価格は、案件に関する一切の費用を含めた総価格（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。
- 5 一度提出した見積書の差替、変更及び取消は認めない。
- 6 見積合わせは、翌開庁日以降に行うこととし、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積が2者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等での抽選とするが、来庁が困難である等の場合には、当該契約事務に関係のない職員が代理抽選を行う。

(見積書の無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積書
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積書
- 三 記名を欠く見積書
- 四 金額を訂正した見積書
- 五 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- 六 その他見積に関する条件に違反した見積書

(結果の通知)

第7条 見積比較結果は、契約予定の相手方に決定通知をするのみとし、公開しない。

(その他)

第8条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。